

事 務 連 絡

令 和 2 年 3 月 30 日

各都道府県医務主管（部）局  
免許事務担当者 殿

厚生労働省医政局歯科保健課  
医政局医事課試験免許室

### 歯科衛生士及び歯科技工士免許証の様式変更について

免許登録業務につきましては、平素より種々御配慮いただきありがとうございます。

標記について、偽造等により不正に使用されることを防ぐことを目的として、令和2年4月1日以降の免許登録日、発行日の歯科衛生士免許証、歯科技工士免許証については、以下の通り様式を変更することになりましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に対する周知をお願いいたします。

#### 【変更箇所】

免許証に「厚生労働省」と透かしが入る。

照会先

厚生労働省医政局医事課試験免許室

電話：03-5253-1111(内線2576)